

病児保育おひさまの利用について

病児保育おひさまでは、、、

病気のお子さまを単に預かるだけではなく、保護者と離れ普段とは違う病児保育室で非常に不安な気持ちでいるお子さまが少しでも安心して過ごせるようあたたかく優しい雰囲気づくりに心掛けます。

病児保育事業の内容

<目的>

保護者が就労している場合等において、自宅での病気療養が困難な病気または病後の幼児および児童を一時的預かり保育を行うことで保護者の育児と就労の両立を支援します。

<利用の対象>

- 病気の回復期に至らない場合で、集団生活が困難な幼児および児童
- 概ね1歳児から小学校6年生までの幼児及び児童
- 保護者が就労等の理由により、家庭での保育が困難な場合
- 山縣市在住の方、または保護者が山口市内で勤務している場合

<利用日時>

- 月曜日から金曜日（国民の祝日、年末年始を除く）
- 午前8時30分～午後5時30分

<利用料>

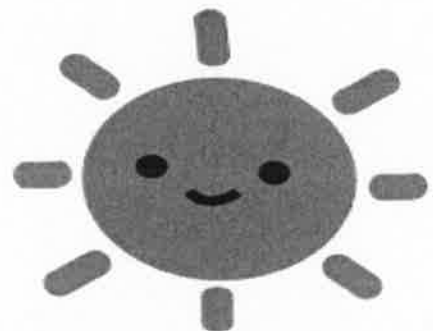
- 一人当たり日額2,000円（午前8時30分～午後5時30分まで）
- 延長料金
17:30～18:30は1,000円/時
18:30～19:30は2,000円/時

<定員>

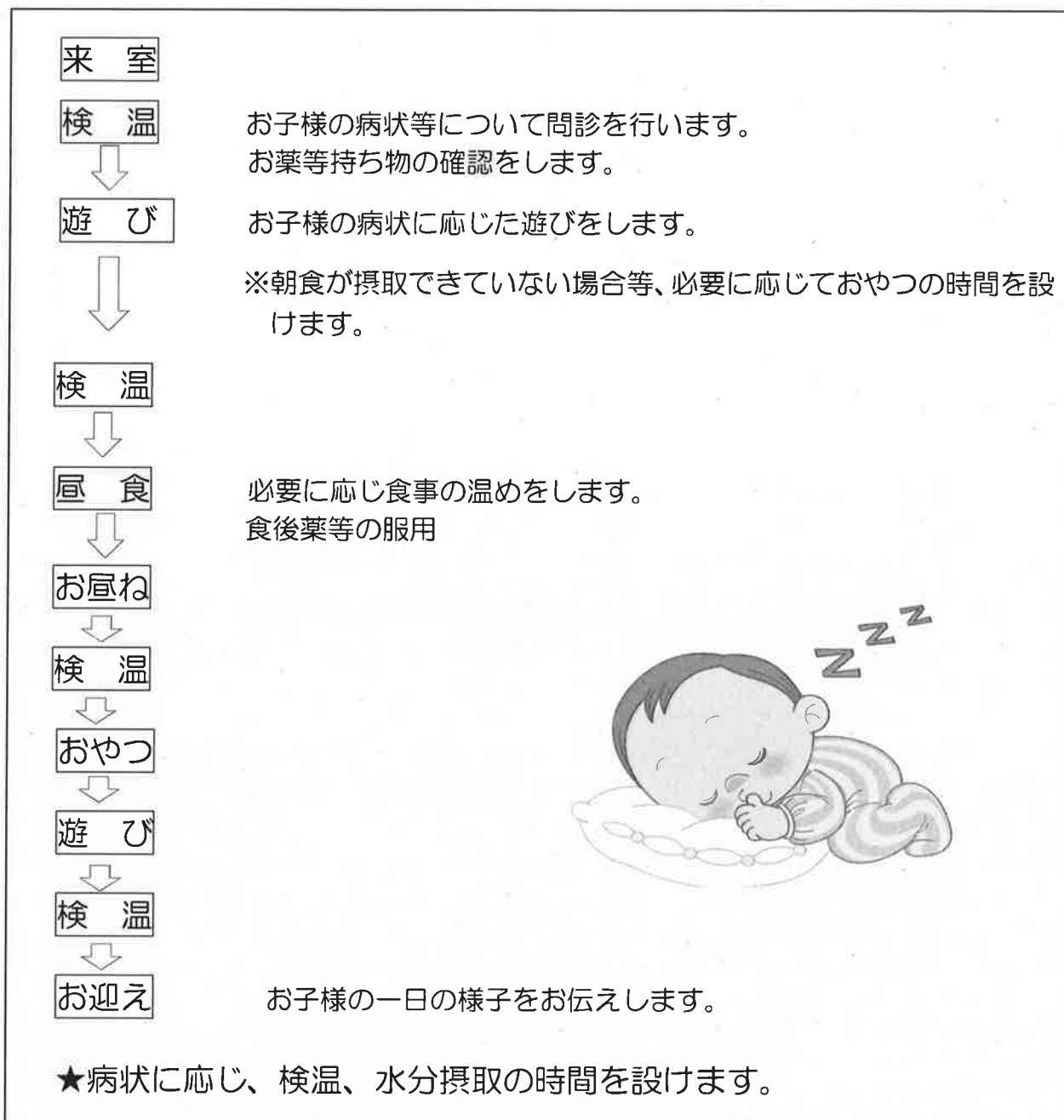
- 1日3名まで

<職員配置>

看護師1名 保育士1名



病児保育の一日の流れ



その他

- 個人情報、病児保育事業のみに利用し適正に管理します。
- 山県市医師会と連携を図ります。
- 利用児童の安全、人権の擁護と虐待等の防止に努めます。
- 苦情や相談の窓口を設置し、サービス向上に努めます。
- 賠償すべき事故が発生した場合は、山県市社会福祉協議会が加入する保険で対応します。

その他ご注意ください

保育室利用中、お子さまの症状が変化した場合や、高熱・激しい下痢おう吐等が現れた時は、ご家族に連絡し協力医療機関に診察していただくかお迎えをお願いいたします。緊急の事態が発生した場合は救急車を要請いたします。

病児保育「おひさま」の利用方法

◆事前登録◆

登録を希望される方は、「保育室利用登録票」の提出をお願いします。
保育室利用についての説明をいたしますので、保護者の方にご了承
ただいてからの利用になります。

できるだけ、お子さまと一緒にお越しください。

◆利用の流れ◆

①電話予約

保育室に電話し、利用が可能であるか確認してください。

電話番号 0581-23-2030 (ショートステイあさひ内)

②医療機関の受診

医師の診察を受け、医師連絡票の記入をしてもらいます。

③来室

利用連絡票と医師連絡票を保育室に提出してください。

提出書類等により受入の判断をさせていただきます。

④利用

お子さんの病状に応じた看護・保育をさせていただきます。

⑤お迎え

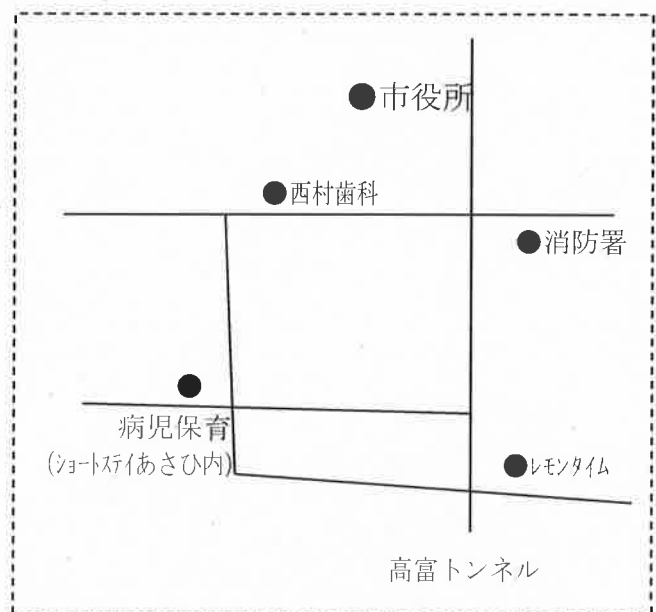
利用料金をお支払いいただきます。

名称：**病児保育おひさま**

場所：山県市高木933番地
(ショートステイあさひ敷地内)

電話：0581-23-2030

社会福祉協議会 HP



社会福祉法人山県市社会福祉協議会

～法人理念～

ともに生き、ともに尊び、ともに支え、ともに築く

病児保育室利用にあたっての注意点

①電話で利用予約

- 電話は「ショートステイあさひ」にかかりますが、内線で「病児保育おひさま」に繋がります。
- 8時30分以前に電話をされる場合は、病児保育職員が出勤前で詳細説明ができない場合があります、折返し電話をさせていただくことがあります。
- 利用予約後に、キャンセルするときは必ず連絡をしてください。

②医療機関受診

- 利用前に医療機関を受診し、医師に医師連絡票を作成してもらい、保育室に提出してください。
- 病状の急変の恐れがある等で、病児保育の利用を認められないと医師が判断する場合は病児保育を利用できません。

③利用時の持ち物

- 医師連絡票（医師が作成）・・・様式はHPからダウンロードできます。
 - 利用連絡票（保護者が記入）・・・様式はHPからダウンロードできます。
 - 内服薬等がある場合は与薬連絡票（保護者が記入）
 - 薬、処方薬の説明用紙、お薬手帳
※市販の薬はお預かりできません。
 - 昼食、おやつ、飲み物（スポーツ飲料等）
 - お子さまの好きなおもちゃ、DVD等
 - タオル（2枚程度）、ビニール袋（2枚程度）等
 - 必要に応じて着替え、オムツ、おしり拭き等
- ★持ち物には必ず名前を書いてください。

④お迎え時

- お子さまの1日の様子を説明し、病児保育室記録をお渡しします。
- お預かりした物を確認しお返しします。
※オムツ等の汚物は保育室で処分します。
※昼食、おやつ、飲み物の残りは、処分せずそのまま返却します。
- 利用料のお支払いをお願いします。
※利用料以外に実費負担（飲食費、医療費等）をいただくことがあります。

⑤その他

- 利用中にお子さまの病状に変化があった場合等は、連絡することがありますので、電話に出られる状況にしておいてください。また、お子さまを迎えにきていただくこともあります。
- お迎え予定時刻より遅れる場合は必ず連絡をしてください。
- 利用料の減免制度については、山口市福祉課（22-6837）にお問い合わせください。